

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第二十一号

##### 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二十四号(二)中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同号(三)中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同号(四)中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同号(五)中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改める。

第九条第十八号の三四中「衛生事項」の下に「及び内閣府令第五条第二項に規定する事項（以下「保健事項」という。）」を加え、同号(五)中「衛生事項」の下に「及び保健事項」を加える。

第十二条第一号(国)を同号(英)とし、同号(国)を同号(国)とし、同号(国)中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改め、同号(国)を同号(英)とし、同号(国)を同号(国)とし、同号(国)を同号(国)とし、同号(英)を同号(国)とし、同号(国)を同号(英)とし、同号(国)を同号(国)とし、同号(国)を同号(国)とし、同号(国)を同号(英)とし、同号(国)の前に次のように加える。

(国) 第三十三条第七項の規定による一時保護及び一時保護の委託

(国) 第三十三条第九項の規定による一時保護及び一時保護の委託

第十二条第一号(国)を同号(国)とし、同号(国)の前に次のように加える。

(国) 第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置

第十二条第一号の三(国)中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同号(国)の次に次のように加える。

(国) 第十三条第二項の規定による助言

(英) 第十三条第三項の規定による委託

(英) 第十三条の二の規定による安全の確認及び指導、助言その他必要な支援

第十三条中第二号を削り、第二号の二を第二号とし、第二号の三から第二号の七までを一号ずつ繰り上げ、第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、同条第七号(三)中「のうち、県域生産連携促進事業、再生産費用助成事業及び周年供給体制構築助成事業」を削り、同条第三十七号の次に次のように加える。

(英) 第三条第一項の基本指針に基づき県が行う鳥獣保護管理員（第七十八条第一項の規定により置かれるもので所管区域に係るものに限る。）の任命（推薦に限る。）及び

育成

第十四条第十四号(二)を削り、同号(三)を同号(二)とする。

第十六条第四号(十)中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第二十九号(一)中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同号(二)中「一年未満の臨時的な」を「一年以下の」に改め、同条第三十号(三)を同号(四)とし、同号(四)の前に次のように加える。

(三) 第十条の二の規定による権利義務（知事がした許可に基づくものを除く。）の承継の届出の受理

第十六条第四十五号(五)中「一年未満の臨時的な」を「一年以下の」に改め、同条第八十六号を次のように改める。

八十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号

）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第八条の規定による指導及び助言
- (二) 第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定
- (三) 第十二条第三項及び第十三条第四項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付
- (四) 第十二条第四項及び第十三条第五項の規定による期間の延長及びその期間を延長する旨等を記載した通知書の交付
- (五) 第十二条第五項及び第十三条第六項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付
- (六) 第十四条第一項の規定による是正措置命令
- (七) 第十四条第二項の規定による国等の機関の長に対する通知及び措置の要請
- (八) 第十五条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの受領
- (九) 第十六条第一項の規定による指示
- (十) 第十六条第二項の規定による措置命令
- (十一) 第十六条第三項の規定による国等の機関の長に対する協議の要求
- (十二) 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (十三) 第十九条第一項の規定による届出及び変更の届出の受付
- (十四) 第十九条第二項の規定による指示
- (十五) 第十九条第三項の規定による措置命令
- (十六) 第二十条第二項の規定による通知及び変更の通知の受付
- (十七) 第二十条第三項の規定による国等の機関の長に対する協議の要求
- (十八) 第二十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (十九) 第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び第三十条第二項において準用する第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定
- (二十) 第三十条第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事に対する通知

- (三) 第三十二条の規定による報告の徴収
  - (四) 第三十三条の規定による改善命令
  - (五) 第三十四条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し
  - (六) 第三十六条第二項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定
  - (七) 第三十七条の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消し
  - (八) 第三十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
  - (九) 附則第三条第二項の規定による届出及び変更の届出の受付
  - (十) 附則第三条第三項の規定による指示
  - (十一) 附則第三条第四項の規定による措置命令
  - (十二) 附則第三条第七項の規定による通知及び変更の通知の受付
  - (十三) 附則第三条第八項の規定による国等の機関の長に対する協議の要求
  - (十四) 附則第三条第九項の規定による報告の徴収及び立入検査
  - (十五) 附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧エネルギー使用合理化法第七十五条第一項の規定による届出をした第一種特定建築主等に対する当該届出に係る指示、公表及び命令並びにこれらの指示、公表及び命令に係る報告及び立入検査
  - (十六) 附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧エネルギー使用合理化法第七十五条の二第二項の規定による届出をした第二種特定建築主に対する当該届出に係る同条第二項の勧告並びに当該勧告に係る報告及び立入検査
- 第十六条第八十六号の次に次の二号を加える。
- 八十六の二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
    - (一) 第十一条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付
    - (二) 第二十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知及び第二十八条において準用する第二十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知
    - (三) 第二十九条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付
    - (四) 第三十一条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知
- 八十六の三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年広島県規則第二十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による工事完了報告書の受付
  - (二) 第四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物（住戸）の名義を変更した旨の報告書の受付
  - (三) 第五条の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなった又は除却した旨の報告書の受付
  - (四) 第六条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る軽微な変更届の受

付

(五) 第七条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る軽微な変更届の受付

(六) 第九条の規定による取下届の受付

(七) 第十条の規定による工事取りやめ届の受付

第十六条第九号中「第八十六号(五)」を「第八十六号(六)、(十)、(十二)、(十三)、(十四)及び(十五)(命令に係るものに限る。)」に改める。

第十七条第七号(一)中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同号(二)中「一年未満の臨時的な」を「一年以下の」に改め、同条第八号(三)を同号(四)とし、同号(四)の前に次のように加える。

(三) 第十条の二の規定による権利義務（知事がした許可に基づくものを除く。）の承継の届出の受理

第十七条第十一号(八)中「第十一条の二第一項」を「第十一条の二第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四 平成二十九年三月二十二日付けで締結した広島港における埠頭群の運営の事業に関する契約書に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第七条第二項の規定による承認

(二) 第十一条第三項の規定による承認

(三) 第十一条第五項の規定による報告の受理

(四) 第二十五条第一項の規定による報告の受理

(五) 第二十六条第一項の規定による承認

(六) 第二十六条第二項の規定による指示

(七) 第二十七条第三項の規定による指示

(八) 第二十八条第一項の規定による業務報告書の受理

(九) 第二十八条第二項の規定による報告の受理

(十) 第二十九条第一項の規定による調査等

(十一) 第二十九条第二項の規定による立入り

(十二) 第三十条第一項の規定による指示

(十三) 第三十条第二項の規定による指示

(十四) 第三十条第三項の規定による申出の受理

(十五) 第三十一条第二項の規定による報告の受理

(十六) 第三十一条第三項の規定による指示

(十七) 第三十二条第一項の規定による指示

(十八) 第三十二条第二項の規定による原状回復及び費用の請求

(十九) 第四十条第一項の規定による指示及び同項ただし書の規定による承認

(二十) 第四十条第二項の規定による原状回復及び費用の請求

第十七条第十五号(二)及び同条第十五号の二(五)中「一年未満の臨時的な」を「一年以下の」に改め、同条第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第七十六条の六第一項の規定による区間の指定及び車両その他物件の移動の措置命令

令

(二) 第七十六条の六第二項の規定による指定道路区間を周知させる措置

(三) 第七十六条の六第三項の規定による車両の移動等の措置の実施及び物件の破損

(四) 第七十六条の六第四項の規定による他人の土地の一時使用又は竹木その他障害物の

処分

二十六の三 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第三十三条の三の規定による道路の区間及び理由の通知

第二十四条の三の次に次の一号を加える。

五 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号)第八条第五項の規定による使用料等の減免に関すること。

第二十四条の四第二号中「広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)第十六条ただし書」を「縮景園条例第十八条ただし書」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条第二号の前に次の一号を加える。

一 入園料の減免(広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号。以下「縮景園条例」という。)第十二条第十号の規定によるものを除く。)に関するこ  
と。

第二十四条の五第一号中「第十三条第一項第四号」を「第十三条第一項第十号及び同条第二項第四号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。